

函 教 学

令和5年（2023年）9月26日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 市立学校における個人情報紛失について

（学校教育部学校教育課）

市立学校における個人情報紛失について

1 主な経過

市立学校において、1名分のテストの解答用紙（1教科分）を紛失した。

学級担任が、在籍する1名に返却するため解答用紙を確認した際、1教科足りないことに気付き、その教科担任に確認したところ、数日前に職員室内の学級担任の机の上に付箋を貼って置いたと回答したことから、紛失が判明した。

その後の捜索において、シュレッダーの裁断済み回収箱から採点済みの当該解答用紙の断片の一部が見つかったため、シュレッダーで廃棄したことがわかった。

2 紛失した書類

テスト解答用紙 1教科・1名分

3 紛失の原因等

- (1) 原因としては、学級担任が机の上にテストの解答用紙があることに気付かず、他の資料と一緒にシュレッダーをしたものと考えられる。
- (2) 机上配付した後、書類の存在に気付けるよう、声掛けなど行っていなかった。

4 再発防止と今後の対応

個人情報が含まれる書類を扱う場合、引き継ぐ際は、机の上に置いたままにせず直接受け渡しを行うこと、他の書類との混入がないよう机上を整理しておくことなど、管理を徹底するよう、改めて教育委員会から通知するとともに、定例校長会議において注意喚起を図るよう指導徹底する。

5 その他

各報道機関におかれましては、報道にあたり当該児童生徒およびご家族、学校の他の児童生徒へのご配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先 函館市教育委員会学校教育部学校教育課】

電話 21-3531